高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 第１条～第15条（略）  附則  １　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。  ２ この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  この要綱は、平成29年４月１日から施行する。 | 第１条～第15条（略）  附則  １　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。  ２ この要綱は、平成29年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項及び第４項、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （新設） |
| 別表（第３条関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事業名 | 小規模鶏舎整備事業 | | | １　補助事業者 | 高知県土佐ジロー協会、高知県はちきん地鶏振興協議会 | | | ２　事業実施主体 | 土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏の飼育農家又はこれらを飼養する畜産業新規就農者を含む。ただし、補助事業の執行後５年以上継続して飼養を行うことができると見込まれる者に限る。 | | | ３　補助対象事業 | 高知県産業振興計画の目標に掲げた土佐ジローの飼養羽数４万羽及び土佐はちきん地鶏の出荷羽数15万羽の生産流通体制の構築につながる次の事業を補助対象とする。  （１）新規就農促進事業・・・畜産業新規就農者又は畜産業新規就農が確実と見込まれる者が行う鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築  （２）規模拡大促進事業・・・飼養羽数の増羽のための鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築  （３）鳥インフルエンザ対策促進事業・・・鳥インフルエンザ対策のための機能強化による鶏舎の整備 | | | ４　補助対象経費 | （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業  建築確認を伴わない１棟あたり500㎡未満の鶏舎建築に係る経費（工事請負等による場合を含む。ただし、500㎡未満であっても、建築確認を要する市街化区域及び市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）  （３）鳥インフルエンザ対策促進事業  鳥インフルエンザ対策のための鶏舎放飼場への屋根の設置等、野鳥進入防止対策の整備に係る経費（ただし、網の交換のみの場合は補助対象としない。） | | | ５　補助金限度額 | 鶏舎１棟あたり 2,000千円 | | | ６　補助率 | ２分の１以内 | 県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 | | 別表（第３条関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事業名 | 小規模鶏舎整備事業 | | | １　補助事業者 | 高知県土佐ジロー協会、高知県はちきん地鶏振興協議会 | | | ２　事業実施主体 | 土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏の飼育農家又はこれらを飼養する畜産業新規就農者を含む。ただし、補助事業の執行後５年以上継続して飼養を行うことができると見込まれる者に限る。 | | | ３　補助対象事業 | 高知県産業振興計画の目標に掲げた土佐ジローの飼養羽数４万羽及び土佐はちきん地鶏の出荷羽数15万羽の生産流通体制の構築につながる次の事業を補助対象とする。  （１）新規就農促進事業・・・畜産業新規就農者又は畜産業新規就農が確実と見込まれる者が行う鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築  （２）規模拡大促進事業・・・飼養羽数の増羽のための鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築  （３）鳥インフルエンザ対策促進事業・・・鳥インフルエンザ対策のための機能強化による鶏舎の整備 | | | ４　補助対象経費 | （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業  建築確認を伴わない１棟あたり500㎡未満の鶏舎建設に必要な材料費（ただし、500㎡未満であっても、建築確認を要する市街化区域及び市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）  （３）鳥インフルエンザ対策促進事業  鳥インフルエンザ対策のための鶏舎放飼場への屋根の設置等、野鳥進入防止対策に必要な材料費（ただし、網の交換のみの場合は補助対象としない。） | | | ５　補助金限度額 | 鶏舎1棟あたり　1,500千円 | | | ６　補助率 | ２分の１以内 | （新設） | | |